

# 福島県伊達市生成 AI の利用ガイドライン

第 2.0 版(2026 年 1 月公開)

2023 年 11 月 16 日制定

2026 年 1 月 20 日改定

福島県伊達市総務部デジタル変革課作成

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、職員が伊達市情報セキュリティポリシーの範囲内で、業務で生成 AI を利用する際に注意すべき事項を定めたものです。

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインをよく読んでいただき、個人情報などの権利や知的財産を守ることを前提に公務員としての倫理やモラルをもって生成 AI を利用してください。

また、生成 AI を利用するにあたり、業務の性質、内容等により、このガイドラインで判断できないことがあれば、所属長や情報連絡員及びデジタル変革課に確認するなどして、適正な利用が図られるよう努めてください。

なお、このガイドラインの作成に当たっては、一般社団法人日本ディープラーニング協会作成の「生成 AI の利用ガイドライン第 1.1 版」(2023 年 10 月改訂)及びデジタル庁作成の「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」(2025 年 5 月 27 日公開)を参考にしています。今後も、社会動向等を踏まえ隨時見直しを行っていきます。

## 2 本ガイドラインが対象とする生成 AI

本ガイドラインが対象とする生成 AI はトラストバンク社が提供している LoGo チャットに連携する方法で使用する LoGoAI アシスタントです。それ以外による生成 AI の利用については、本ガイドラインでは定めておりませんので注意ください。

## 3 生成 AI の利用が禁止される用途

市では以下の用途・業務での生成 AI の利用を禁止します。

- (1) 行政サービスの公平性、透明性を確保できない業務
- (2) 機密情報、個人情報、プライバシー情報を扱う業務
- (3) 生成 AI のみを用いた生成物の利用

## 4 生成AI利用時の注意事項

業務への活用検証を安全に実施するため、以下の事項を遵守して利用してください。

- ① 個人アカウントで利用せず、市のビジネスチャットのアカウントで利用すること。
- ② 生成AIに学習をさせないため、チャット履歴をオフにして使用すること。
- ③ 伊達市情報セキュリティポリシーを遵守し、取り扱う情報は機密性1のみとすること。
- ④ 正確性や著作権保護のため、生成された内容は職員が必ず推敲すること。
- ⑤ 問題が発生した場合は、所属長に報告すること。

※市が管理する専用ビジネスチャットでは、②は自動で制御されています。

### 4-①個人アカウントで利用せず、市のビジネスチャットのアカウントで利用すること。

個人アカウントの利用は、情報セキュリティ面での管理が不十分になるリスクが懸念されることから、市が管理するビジネスチャットのアカウントを利用してください。

### 4-②生成AIに学習をさせないため、チャット履歴をオフにして使用すること。

生成AIの標準設定では、生成AIとのやりとりの「チャット履歴」が、AIが応答するデータとして学習に利用される可能性があり、個人情報や機密情報の情報漏洩のリスクが考えられます。

そのため、利用する際は入力内容を学習内容に反映しない設定をした上で利用してください。

なお、市のビジネスチャットでの利用時は、生成AIの学習に利用されないよう自動で制御されています。

### 4-③伊達市情報セキュリティポリシーを遵守し、取り扱う情報は機密性1のみとすること。

生成AIの利用に当たっては、4-②のとおり、入力内容を学習に反映しない設定がされていますが、そのような設定を行った場合でも、生成AIに入力するデータには、個人情報、機密情報、法令や契約等により非公開とされている情報や、直ちに一般公表することを前提としている情報に入力することは禁止します。

また、外部事業者が提供する生成AIに、他社との間で秘密保持契約などを締結して取得した秘密情報を入力する行為は、生成AI提供事業者「第3者」に秘密情報を「開示」することになるため秘密保持契約に反する可能性があります。そのような機密情報は入力しないでください。

### 4-④正確性や著作権保護のため、生成された内容は職員が必ず推敲すること。

#### ① 正確性

大規模言語モデル(LLM)の原理は、「利用される可能性が確率的に最も高い単語」を出力し、文章を作成するものであり、内容には虚偽が含まれている可能性があります。

そのため、生成された物を利用する際は、職員が必ず推敲し、根拠や裏付けを確認してください。

い。また、資料作成等の際に生成 AI から得られた回答を利用した場合は、資料中に明記すること  
(例：【生成 AI 名】により作成)

② 著作権保護

生成 AI に他人の著作物を入力するだけの行為は原則として著作権侵害に該当しないが、他人の著作物と同一・類似する AI 生成物を生成する目的がある場合には、入力行為自体が著作権侵害になる可能性があります。また、生成物が既存の著作物と同一・類似している場合は、生成物を利用(複製や配信等)する行為が著作権侵害に該当する可能性がありますので注意してください。

③ 商標権・意匠権侵害

生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があるため、生成物が既存著作物に類似しないか調査してください。

以上を踏まえ、生成物を利用する際は、必ず著作権侵害、商標権・意匠権侵害など、権利侵害となっていないかを職員が確認してください。

4-⑤問題が発生した場合は、直ちに所属長に報告すること。

問題が発生した場合は、直ちに所属長に報告し、必要な措置をとってください。伊達市情報セキュリティポリシーに基づき重大な違反をした場合は処分の対象となります。